

【令和7年度】 空き店舗家賃支援事業補助金

空き店舗を活用して
新規開店するお店の 家賃 を補助！

【補助金額】

・最大18万円

店舗家賃（税抜き）の

1/2（月額3万円限度）×6ヶ月分

【申請期間】

・5/1（木）～9/30（火）まで ※先着順

※受付時間：平日9時～12時、13時～17時

※予算に達し次第受付を終了します。

※申請前から商工会議所または商工会と協議し開業計画書を作成する必要があります。

ご検討される方は事前にご相談ください！

ホームページ



お問合せ：太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）
☎0276-47-1834（平日8時30分～17時15分）
E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp

【裏面もご確認ください】

補助条件等

※下記補助条件すべてに該当する必要があります

【対象店舗】

- ☐ 自己所有でなく、賃貸借による物件であること
(所有者と生計が同一でなく、かつ2親等以内の親族でないこと)
- ☐ 以前に「空き店舗対策家賃支援事業補助金」を活用していないこと
- ☐ 日本標準産業分類に基づく、情報サービス業・専門サービス業・小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・医療業いずれかの業種であること
- ☐ 都市計画法に規定する以下の地域の物件であること
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域、近隣商業地域および商業地域
(地区計画制度に定められている地区を除く)
- ☐ 交付申請時に開店していないこと
- ☐ 昼間営業を週に3日以上とし、かつ、夜間営業は24時までであること。
- ※ 下記に該当する物件は対象外です
 - 店舗面積が1000㎡以上である
 - 店舗内のテナントである
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗である
 - 市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店である
 - 専用住宅の一部を改装または住宅としての賃貸を前提としているアパートである

【対象者】

- ☐ 太田市に住民登録があり、かつ、継続して太田市に住民登録する意思がある者(法人の場合は代表者、外国人は日本国内において就労が認められる残留資格を有すること)
- ☐ 市税を滞納していないもの
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- ☐ 開業後、3年以上継続して営業できるもの
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

⚠ 注意事項 ⚠

- ・開業は交付決定日以降になります。
- ・空き店舗リフォーム支援事業補助金と同時申請ができます。
ただし、その場合、リフォーム工事着工前に申請する必要があります。